

無線LAN機器に関するレンタル約款

平成23年9月1日版

株式会社UCOM

第1条 （規約の適用）

この無線LAN機器に関するレンタル約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社UCOM（以下「当社」といいます）が提供するブロードバンド回線サービスに関連する、当社とお客様との間の無線LAN機器（取扱説明書、付属品などを含み、以下集合的に「対象機器」といいます）の賃貸借（レンタル）契約（以下「レンタル契約」といいます）に適用されます。

2. 当社は所定の方法により、お客様に通知することで、本約款の定めを変更することができるものとし、この場合、お客様は変更後の本約款の定めに従うものとしします。
3. 第1項の当社が提供するブロードバンド回線サービスのうち、本契約が対象とするサービスについては別記1に定めるものとしします。
4. 本サービスは、平成23年9月1日に新規受付を停止しました。それに伴い、この規約に定める内容が適用されるのは平成23年8月31日以前に本サービスの利用契約を締結している契約者に限りします。

第2条 （レンタル品）

お客様が当社にレンタルを申し込み、当社が当該申し込みを承諾した対象機器がレンタル品となります。対象機器の機種は当社が別途定めるものとしします。

お客様は第6条に定める場合を除き、レンタル品を変更、交換することはできません。

第3条 （レンタル契約の成立と有効期間及び申し込み内容の変更・取消）

レンタル契約は、お客様が当社に対して対象機器のレンタルの申し込みを行った後、当社が当該申し込みを承諾した時をもって成立し、お客様より解約された時もしくは当社より解除した時、もしくは他の事由によりレンタル契約が終了する時まで継続するものとしします。

2. お客様は、前項の申し込み内容に変更・取消があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとしします。

第4条 （レンタル品の引渡し）

当社は、レンタル品をお客様の指定する日本国内の場所に送付することにより、お客様に引渡します。

2. レンタル品をお客様へ引渡した日（以下「レンタル品の着荷日」といいます）から7日以内に、レンタル品について第5条に定める（保証）に反することについての通知がお客様から当社になされない場合、レンタル品が正常に動作することにつきお客様が確認したものとみなします。

第5条 （保証）

当社は、お客様に対してレンタル品の引渡しの時においてレンタル品が製品仕様に基づいて正常に動作することのみを保証します。また、当社は、お客様に対してレンタル品の商品性およびお客様の使用目的への適合性について一切保証しません。

第6条 （修理、交換）

当社は、レンタル契約の有効期間中にレンタル品に故障が発生した場合、当社の選択により、レンタル品を無償で修理し、またはレンタル品を交換します。ただし、以下の場合には、当該無償交換の対象から除外するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

- (1) 使用上の誤り、当社が認めた機器以外の機器との接続による故障および損傷。
 - (2) 当社からお客様へのレンタル品の引渡し後の、移動、輸送、落下、液体や異物の混入などによる故障および損傷。
 - (3) 火災、地震、風水害その他の天災地変、公害、塩害、異常電圧などによる故障および損傷。
 - (4) お客様による不当な修理や改造による故障および損傷。
 - (5) メーカーの使用説明書で禁止する使用条件等お客様の責に帰すべき事由による故障および損傷。
2. レンタル品の故障がお客様の責に帰すべき事由による場合、お客様は、当社が故障の原因調査、またはレンタル品の交換等に必要な処置のために要した費用を負担するものとします。

第7条 （ソフトウェア）

お客様は、レンタル品の一部を構成するソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）の使用にあたり、当該ソフトウェアの使用許諾条件に同意し、これを遵守するものとします。

2. お客様は、ソフトウェアに関し、下記事項を行うことはできません。
- (1) ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のためにソフトウェアの再使用权を設定すること。
 - (2) ソフトウェアをレンタル品以外のものに使用すること。
 - (3) ソフトウェアを複製すること。
 - (4) ソフトウェアに対してリバースエンジニア、デコンパイルおよびディスアSEMBルを行うこと。
 - (5) ソフトウェアを変更または修正すること。

第8条 （レンタル代金及び初期費用等）

当社のレンタル品の着荷日を課金起算日として、レンタル契約の有効期間中、レンタル代金及び初期費用として、料金表に定める金額を当社にお支払いいただきます。但し、課金起算日が属する月にはレンタル代金は発生しません。なお、初期費用は、利用開始後初めの請求時にお支払いいただきます。

第9条 （最低利用期間）

レンタル契約の最低利用期間は、レンタル品の着荷日から、レンタル品の着荷日の翌日を起算日とした6ヶ月後までとします。但し、当社が行うキャンペーン等により、別途定めのある場合はこれに従うものとします。レンタル代金の課金については、レンタル品の着荷日が属する月の翌月を課金開始月とするものとします。

2. レンタル品の着荷日から最低利用期間の末日が属する月の前月までに第16条（お客様が行う解除）に規定する会員契約の解除があった場合は、料金表の規定にかかわらず、違約金として最低利用期間の残月数（1ヶ月に満たない場合は1ヶ月とする）に対応する基本利用料に相当する額（消費税相当額

(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。)を加算しない額とします。)を、当社が定める期日までに、一括してお支払いただきます。

3. レンタル契約が終了(原因を問いません)した月のレンタル代金については、日割計算は行わず、1ヶ月未満の日数は切り上げるものとし、1ヶ月分のレンタル代金をお支払いただきます。
4. 当社が行なうキャンペーン等により、別途定めのある最低利用期間内に会員契約の解除があった場合は、違約金として最低利用期間の残月数(1ヶ月に満たない場合は1ヶ月とする)に対応する基本利用料に相当する額(消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。)を加算しない額とします。)を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

第10条 (消費税)

本規約により料金その他の債務の支払いを要するとされている額は、消費税相当額を加算した額とし、料金表に定める額とします。ただし、第9条第2項及び第9条第4項に規定する最低利用期間内に加入契約の解除があった場合の料金についてはこの限りではありません。

第11条 (支払遅延損害金)

レンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、お客様は当社に対して、支払期日の翌日より完済の日まで年率14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第12条 (レンタル品の使用および保管)

お客様は、善良な管理者の注意をもって、レンタル品を使用、保管するものとします。

2. お客様は、レンタル品に貼付される当社のレンタル品に対する所有権を示す表示、検査調整済みであることを示す表示等を消去、上書、隠ぺいおよび改ざんしないものとし、レンタル品を改造しないものとします。
3. レンタル契約の有効期間中に、お客様によりレンタル品、またはその設置、保管および使用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、お客様が第三者に対して当該損害を賠償するものとします。
4. 転居などの理由によりレンタル品の使用場所を変更した場合、お客様は当社に対し、所定の手続きにより新たな使用場所を通知するものとします。
5. 本機器等の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、お客様の負担とします。

第13条 (レンタル品の毀損、滅失、紛失)

お客様が、レンタル品を毀損、滅失、紛失した場合、直ちに当社に通知するものとします。

2. お客様が、お客様の責に帰すべき事由によりレンタル品を毀損、滅失または紛失したと当社が判断した場合、お客様は当社に対して、レンタル品の損害賠償金として、レンタル品1セットあたり料金表に定める金額を支払うものとします。なお、理由の如何に関わらず、損害賠償金の返却は一切行いません。

第14条 (輸出の禁止)

お客様は、レンタル品を日本国内のみで使用するものとし、レンタル品を日本国外に輸出することはできません。

第15条 (転貸、譲渡等の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、レンタル品を第三者に転貸することはできません。

2. お客様は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく、レンタル品を第三者に譲渡し、レンタル品について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定し、または他の方法によりレンタル品を処分することはできません。
3. お客様は、レンタル品について、第三者からの強制執行その他の法律行為などによる、レンタル品に対する(株)バッファローリースの所有権の侵害からレンタル品を保全するとともに、レンタル品に対する(株)バッファローリースの所有権の侵害またはそのおそれのある事態が発生した場合には、直ちに当社に通知し、お客様の責任と費用負担により速やかに当該事態を解消させなければなりません。
4. 第3項の場合において、当社が自ら必要な措置をとった場合、お客様は当社が負担した一切の費用を負担するものとします。
5. 第1項および第2項の定め違反があった場合、お客様は、当該お客様による違反により当社が被った損害を賠償するものとします。

第16条 (お客様が行う解除)

お客様は、レンタル契約を解除しようとする場合は、当社所定の書面により当社に通知していただきます。本サービスの提供開始日以降に会員契約を解除しようとする場合は、記載内容に不備がなく毎月20日までの消印で当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までの消印で当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。

第17条 (当社が行う解除)

お客様が、レンタル代金その他当社に対して負担する金銭債務の支払いを1回でも遅延し、または本約款の定めの一にでも違反した場合、当社はレンタル契約を直ちに解除できるものとし、この場合、お客様は直ちに当社に対し、レンタル品を返却しなければならず、かつ、未払いのレンタル代金その他一切の金銭債務全額を当社に支払わなければなりません。

ただし、上記のレンタル契約の解除は、当社のお客様に対する損害賠償請求の権利を妨げるものではありません。

第18条 （その他の終了）

第16条および第17条の定めにかかわらず、お客様と当社との回線サービスの提供に関する契約が終了した場合、当該契約の終了日においてレンタル契約は終了するものとします。

第19条 （レンタル品の返却）

解約、解除、または他の事由によりレンタル契約が終了した場合、お客様は対象機器をお客様の費用により現状に復した上で、レンタル契約の解約受付日から14日以内に、当社が指定する場所にレンタル品を返却するものとします。

第20条 （料金の減額）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その会員の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻（会員が居住する建物の取り決め等により、本サービスの復旧が48時間以内に実施できない場合は、本サービスの復旧が可能となった時刻）以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本利用料および付加利用料（以下「基本利用料等」といいます。）の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として会員の料金減額請求に応じます。
3. 第1項の場合において当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。
4. 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。
5. 前4項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、料金表および当社が別途定める個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
6. 前5項の規定に基づき行う賠償は、本サービスの復旧から3ヶ月以内に会員からの請求があった場合に限り行います。

第21条 （個人情報保護法の遵守および個人情報の利用目的）

当社は、お客様の個人情報を取り扱うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び関連法令（以下「関連法令」という。）を遵守するものとします。

2. 当社は、お客様の個人情報を次に定める利用目的の範囲内で取り扱うものとします。

- (1) 対象機器の送付、レンタル代金の回収等レンタル契約に定める当社の債務の履行および債権の行使に伴う範囲。
 - (2) 対象機器に関する保守および苦情処理の対応等に必要な範囲。
 - (3) お客様または当社の権利を保護するために緊急に必要があると当社が判断し、確定した範囲。
 - (4) 当社の商品・役務等のご案内に必要な範囲。
3. 当社は、お客様の個人情報を次に定める場合に第三者提供することがあります。
- (1) 当社が提供する音楽配信サービスに関連する範囲で当社に個人情報を提供し、当社が回線サービスに関連する範囲で当該個人情報を取り扱う場合があります。
 - (2) 対象機器のサポートに必要な範囲で別記2に定める当社が指定するサポート会社（以下「サポート会社」といいます）に個人情報を提供し、サポート会社がサポートのために当該個人情報を取り扱う場合があります。
 - (3) 関連法令に定められた義務規定の遵守および当社の要求する保護基準を充たす事業者であって、当社と個人情報の保護に関する契約を締結した業務提携先に対し、業務上必要最小限の範囲で個人情報を提供する場合があります。

第22条 （対象機器の設置場所への立ち入り等）

当社は、対象機器等の機能の維持、拡張、復旧等のため必要があるときは、予めお客様に通知し、同意を得た上で、対象機器等の設置場所へ立ち入ることができるものとします。

第23条 （対象機器のサポート）

対象機器に関してのお客様のサポートは、当社及びサポート会社において行います。

第24条 （権利義務の譲渡等）

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、レンタル契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第25条 （裁判管轄）

お客様と当社は、レンタル契約に関してお客様と当社との間で生じた紛争の解決について、東京地方裁判所、または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

第26条 （協議）

お客様及び当社は、本約款条項に定めのない事項又は本約款条項の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則

（適用期日）

本約款条項は、平成21年12月17日より適用します。

附則

(実施日)

1. この改正規約は、平成22年1月22日から有効となります。
2. 「レンタル品の着荷日」の定義に伴い、第4条第2項及び第8条の文言を変更しました。
3. 第9条を変更しました。(最低利用期間の起算日を発送日からレンタル品の着荷日に変更)
4. 第9条第4項の一部を第9条第5項に分離しました。
5. 附則(平成21年12月17日)について、文言を変更しました。(2009年を平成21年に変更)

附則

(実施日)

1. この改正規約は、平成22年12月20日から有効となります。
2. 第9条第5項を削除しました。
3. 料金表の対象機器一覧について、項目名を基本利用料(月額)から基本利用料(税込)に変更し、金額欄に” /月”を追記しました。

附則

(実施日)

1. この改正規約は、平成23年9月1日から有効となります。
2. 平成23年9月1日に本サービスの新規受付を中止しました。
3. 新規受付停止に伴い、第1条第4項を追加しました。

別記1

本契約が対象とするブロードバンド回線サービスについては以下の通りとします。

サービス名称	提供会社	備考
Qit 光	株式会社UCOM	http://www.qit.ne.jp/

別記2

第21条第3項(2)に定めるサポート会社に関しては以下の通りとします。

社名	対象機器(料金表参照)
株式会社バッファロー	WHR-G300N-UC, WLI2-CB-G300N-UC, WLI-UC-G301N-UC

料金表

(料金の計算方法)

- 1 当社は、本規約に規定する利用料は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、基本利用料については月割とします。

(利用料金の日割)

- 3 当社は、第20条に規定に該当する場合は、その料金については日割で計算します。この場合の料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(レンタル料金)

種別	単位	料金額 (税込)
基本利用料	一台あたり月額	対象機器一覧に示します。

対象機器一覧

機器名(型番)	説明	基本利用料 (税込)
WHR-G300N-UC	無線ルータ親機(※1)	399円/月
WLI2-CB-G300N-UC	無線ルータカードバス子機(※2)	315円/月
WLI-UC-G301N-UC	無線ルータUSB型子機(※1)	315円/月

※1：バッファロー社製品（WHR-G300N）をレンタル用に改版したものとなります。
※2：バッファロー社製品（WLI2-CB-G300N）をレンタル用に改版したものとなります。
※3：バッファロー社製品（WLI-UC-G301N）をレンタル用に改版したものとなります。

(一時金)

本サービスに関わる一時金は以下の通りとします。

種別	単位	料金額 (税込)
初期費用	1 レンタル契約成立毎 (※1)	2,079円(※2)

※1：契約にあたり、最初に1回のみ発生します。
※2：標記金額を上限として、契約申込時の当社からの告知条件が実際の適用金額となります。

(損害賠償金)

第13条第2項の損害賠償金については、以下の通りとします。

対象機器	損害賠償金額（税込）
WHR-G300N-UC	10,600円
WLI2-CB-G300N-UC	6,300円
WLI-UC-G301N-UC	4,200円

以上